

社会福祉法人 黒潮福社会

役員報酬規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人黒潮福社会（以下「法人」という。）の運営に必要な、役員及び評議員等の報酬及び実費弁償、出張旅費についての事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程を適用する役員及び評議員等とは、役員（理事長・業務執行理事・理事・監事）、評議員、評議員選任・解任委員会のメンバー（以下「役員等」という。）をいう。

第2章 報酬

(理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会への出席報酬)

第3条 役員が、理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 評議員及び評議員選任・解任委員会が、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

3 法人職員が役員等の場合は、これを支給せず、給与規程に定める管理職手当に含まれるものとする。

(役員報酬)

第4条 職員以外の役員等が、理事会とは別に、法人の運営管理のため法人業務（視察・研修・会議等を含む）を行った場合には、別表2により報酬を支払う。

2 理事長報酬及び業務執行理事については、代表権限者としての業務があるため、月額報酬とする。

(報酬の支払い方法)

第5条 報酬の支払額は、源泉所得額を控除した額を、その都度現金にて支払う。ただし、銀行振り込みを希望する場合は、同月若しくは直近の、法人給与支給日に指定口座へ振り込む事とする。

第3章 出張旅費

(趣旨)

第6条 この規程は、職務のために出張する役員等に対し支給する費用に関して必要な事項を定める。ただし、法人職員が役員等の場合で、通常業務の出張に該当する場合は、旅費規程に準ずるものとする。

(用語の意義)

第7条 この規程において、出張旅費は次の各号に掲げる用語の意義で、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅費 役員等が職務のため一時その所属所等を離れて出張するために必要な移動手段の費用
- (2) 日当 (1) の出張に必要な日数の1日分の実費弁償費用
- (3) 宿泊料 (1) の出張に必要な夜数の一泊分の宿泊料
- (4) 報酬 第4条1項のとおり

(旅費の支給)

第8条 役員等が出張した場合には、当該役員等に対し必要な移動手段に旅費を支給する。

(出張旅費の種類)

第9条 出張旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃（自家用車利用の場合）は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）出張について、路程に応じ1キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。
- 6 日当は、出張中の日数に応じ別表3により支給する。
- 7 宿泊料は、出張中の夜数に応じ別表3により支給する。ただし、車中または船中（鉄道・航空）等に宿泊した場合は、宿泊料を支給しないで寝台料金の実費を支給する。

(旅費の計算)

第10条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって出張し難い場合には、その現にとった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第11条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払いをする者（以下「支出命令者」という。）

に提出しなければならない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた者は、当該出張を完了した後1週間以内に、当該出張について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、速やかに返納させなければならない。

(鉄道賃)

第12条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)及び第2号以下の料金による。

- (1) 運賃の等級を設けない線路による出張の場合には、その乗車に要する運賃
 - (2) 急行料金を徴する線路による出張の場合には、前号に規定する運賃のほか、次に掲げる急行料金
ア 前号の規定に該当する線路による出張の場合には、その乗車に要する急行料金
 - (3) 第1号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる出張をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
 - (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による出張の場合には、第1号に規程する運賃又は第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第2号に規定する急行料金は、普通急行列車を運行する線路による出張で片道25キロメートル以上のものに該当する限り支給する。ただし、特別急行列車を運行する線路による出張で、片道50キロメートル以上のものについては特別急行料金を支給することができる。
- 3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による出張で、片道50キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

(船 賃)

第13条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)及び第4号以下の料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級以上に区分する船舶による出張の場合には、社会通念上の中から上級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による出張の場合には、上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による出張の場合には、その乗船に要する運賃
- (4) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- (5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による出張する場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

- (6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による出張の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

(航空賃)

第14条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第15条 車賃の額は、別表3により支給する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、定額の車賃で出張の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

- 2 車賃は、全路程を通算して計算する。
- 3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 高速道路料金は、領収書提出にて実費精算する。自動料金収受システム（ETC）利用の場合は、出張者の申告により実費精算する。

(日当)

第16条 日当の額は、別表3により支給する。

- 2 出張行程が片道50キロメートル未満の出張の場合における日当は、前項の規定にかかわらず支給しない。
- 3 出張行程が片道50キロメートル以上70キロメートル未満の出張の場合における日当の額は、第1項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。

(実施規定)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたっての必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年6月24日から施行する。

別表1 <報酬>

区 分	単 位	金 額
車賃（自家用車利用）	1キロメートルにつき	45円
報酬（役員等）	1日につき	10,000円

別表2 <報酬>（令和2年6月19日改正）

区 分	単 位	金 額
理事長	月額	300,000円
業務執行理事	月額 (兼務の場合)	100,000円 (30,000円)
上記以外の役員等	1日につき	10,000円

別表3 <出張旅費>

区 分	単 位	金 額
車賃（自家用車利用）	1キロメートルにつき	45円
日当	1日につき	3,300円
宿泊料	1泊につき	14,000円

※上記報酬金額は源泉所得額控除前の金額である。